

令和6年度 第23回人事委員会議事録

一 日 時 令和7年3月18日(火) 午前10時から10時40分まで

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| | 委 員 | 小 松 哲 也 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任用課長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 浅 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じ
て執務室から呼び出す形で対応
- 3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 人事委員会規則の一部改正について(組織改正関係(警察))
- 議案第2号 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則による昇格の承認について
- 議案第3号 職員の採用選考に係る専決処分の承認について(警察本部)
- 議案第4号 職員の採用選考について
- 議案第5号 人事委員会規則の一部改正について(任用規則関係)
- 議案第6号 選考により採用する職に係る承認について(言語聴覚士)
- 報告第1号 任期付職員制度の運用について(平成14年12月25日付鳥人委第260号鳥取県人事委員会委員長通知)に基づく情報提供について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第1号、第5号及び第6号は公開、議案第2号から第4号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

人事委員会規則の一部改正(組織改正関係(警察))について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

- (1) 職員の職務の級の分類に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第1号)
- (2) 管理職手当に関する規則(昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号)

2 概要

警察本部の組織改正に伴い、関係規則について所要の改正を行う。

- (1) 職員の職務の級

- ・別表第2 公安職給料表級別職務分類表

警察本部共通 5・6級の職に「分駐隊長」を追加

警察本部共通 7級の職に「被害者支援官」「交通規制官」を追加

(2) 管理職手当

- ・別表第1 警察本部

3種の区分の職に「被害者支援官」「交通規制官」を追加

3種及び4種の区分の管理官から重要知能犯罪対策担当を除く規定を削除

3 施行日

令和7年3月24日から施行する。

◇議案第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則による昇格の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第3号

職員の採用選考（警察本部）に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第4号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第5号

人事委員会規則の一部改正（任用規則関係）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり規則の一部を改正する。

1 改正する規則の名称

職員の任用に関する規則

2 概要

知事部局において制定予定の「特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例」（令和7年2月定例会に上程、審議中）に定める短時間勤務を行う職員を採用するため、地方公務員法第17条の2の規定に基づき人事委員会規則に職を位置づけるもの。

3 施行日

令和7年4月1日

4 その他

改正後の職員の任用に関する規則第19条第1項第10号に掲げる職への採用に関する選考は、公布の日から行うことができる旨、附則において規定する。

◇議案第6号

選考により採用する職に係る承認（言語聴覚士）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

申請のあった職	採用予定者数	申請理由
言語聴覚士	1名程度	専門性の高い職種で、競争試験等による人員確保が困難な状況であるところ、業務量の増加を勘案し、当該職種の職員を採用する必要があるため。

2 採用予定日

令和8年4月1日

※採用候補者と調整の上、それ以前に採用する場合もあり得る。

3 配属先及び職務内容

(1) 配属先

総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園等

(2) 職務内容

肢体不自由、知的障がい、発達障がい、聴覚障がい等に伴う言語発達及び摂食嚥下の評価、言語障がい、摂食嚥下障がいがある子などへのコミュニケーション力支援、言語聴覚療法（外来、入院、在宅）、アウトリーチによる地域支援及び各施設（学校、保育園、幼稚園、障害児通所支援事業所等）への指導 等

4 能力実証の方法

知事部局において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件

昭和60年4月2日以降に生まれた人（40歳以下）

イ 資格・免許等

言語聴覚士法第3条に規定する言語聴覚士の免許を有する人又は令和8年3月31日までに
行われる国家試験によりこの免許を取得する見込みの人

(2) 選定方法

- 基礎能力試験 職務に共通して求められる基礎的な能力についての筆記試験
- 適性検査 職務遂行に関する適性についての検査
- 専門試験 職務遂行に必要な専門知識についての筆記試験
- 人物試験 個別面接による人物、専門知識についての口述試験

5 試験実施スケジュール（予定）

3月21日（金） 募集開始
6月13日（金） 募集〆切
6月29日（日） 試験日
7月上旬 合格発表

6 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

【質疑等】

委員：募集締切から合格発表までタイトなスケジュールとなっているが、応募者数に想定があるか。
事務局：言語聴覚士の免許が有する又は取得見込みの者が対象となるため、多数の応募は想定されない。

なお、募集開始時期については新卒者の応募を見据えて設定されている。

◇報告第 1 号

任期付職員制度の運用について（平成 14 年 12 月 25 日付鳥人委第 260 号鳥取県人事委員会委員長通知）に基づく情報提供について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和 7 年 3 月 25 日（火）午後 3 時 00 分から開催することとした。